

テナントの 入居

や

建物の 増改築

を

お考えの方へ

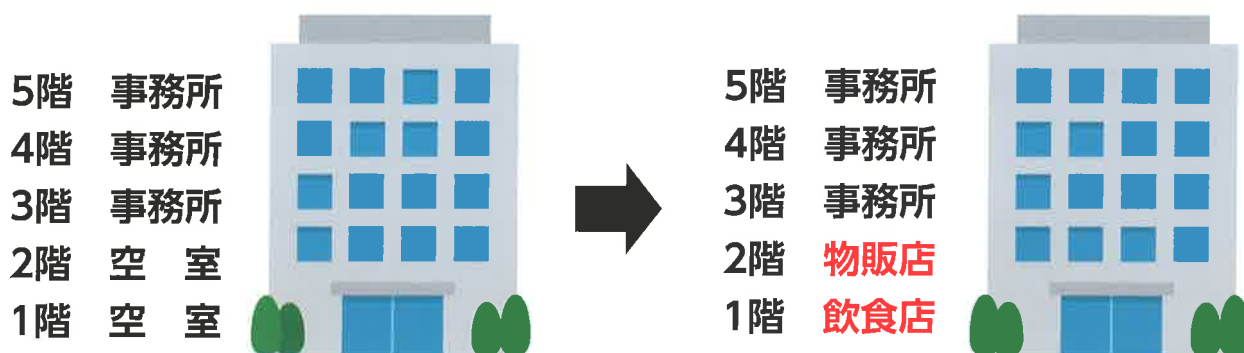
テナントの入居や建物の増改築によって、知らない間に
「消防法令違反」となってしまうことがあります。

これらをお考えの方は、事前に**「消防局予防課に相談」**を
してください。



「松戸さん」

消防法令違反の例



事務所ビルの空テナントに飲食店や物販店など不特定多数の方が利用するテナントが入居すると**「自動火災報知設備」**が必要となったり、すでにオープンしているテナントのレイアウト変更をした時に、消防用設備の一部変更が必要となる場合があります。

テナントオープンまでの流れ

必要書類は松戸市消防局のホームページからダウンロードできます

電話予約
の上相談

防火対象物使用
開始届出書を
提出

使用開始
検査

消防法令を
遵守した
安全な建物

問い合わせ・
書類の提出先

松戸市消防局予防課
☎047-363-1114

※松戸市火災予防条例により、テナントの入居や増改築をする場合、「防火対象物使用開始届出書」を建物の使用を開始する7日前までに消防局予防課へ届け出る必要があります

※検査に関するご相談や書類の提出は、消防局予防課へお願いします。

消防法令違反になった場合

(1) 行政処分の対象となります。

消防法に基づく**命令や告発による罰則**を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の主要な出入口に危険を知らせる標識を設置されるなど、消防局のホームページに掲載されることとなります。



(2) 違反建物をホームページに公表します。

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人では避難することが難しい方が利用する建物で次の消防用設備等が設置されていない、設置義務がある部分の床面積の半分を超えて設置されていない、設置されているが機能に重大な支障がある場合、建物の**名称、所在地、違反内容**を松戸市のホームページに掲載します。



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

松戸市消防局へのアクセス方法



(問合せ先)

松戸市消防局予防課
査察建築担当

千葉県松戸市松戸新田114-5
☎047-363-1114

※松戸市以外の建物については、管轄する消防本部にお問い合わせください。

JR松戸駅東口側
松戸新京成バス東口バス停
1・2番バス乗り場から乗車し、
「富士見台」バス停を下車